

浜松市規則第 2 号

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 13 年浜松市規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(環境衛生手当) 第 7 条 (略)	(環境衛生手当) 第 7 条 (略) <u>(特殊作業手当)</u> <u>第 7 条の 2 条例第 11 条第 1 項第 3 号の規則で定めるものは、同号に規定する鳥獣及び当該鳥獣の死体の搬送の作業又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 34 条の 2 第 2 項に規定する緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の死体の埋却、搬送及び検体の採取の作業とする。</u>
(特殊現場作業手当) 第 8 条 (略)	(特殊現場作業手当) 第 8 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日の翌日から施行する。

(あらまし)

この規則は、浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い、特殊作業手当の支給の対象となる作業を定めるものです。